

高等教育の修学支援新制度とは？

「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、多子世帯に該当する本科4年生～専攻科2年生の学生に対して、次の支援を行う制度です。

- ・給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- ・授業料の減免（授業料と入学金の免除または減額）

※支援額は世帯収入に応じて、4つの区分があります。

支援額

区分	給付奨学金（月額）		授業料免除（年額）
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	17,500 円	34,200 円	全額免除
	(25,800 円)		234,600 円
第Ⅱ区分	11,700 円	22,800 円	2/3 免除
	(17,200 円)		156,400 円
第Ⅲ区分	5,900 円	11,400 円	1/3 免除
	(8,600 円)		78,200 円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	4,400 円	8,600 円	全額免除
	(6,500 円)		234,600 円
多子世帯 (区分なし)	支給なし	支給なし	全額免除
			234,600 円

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※支援区分は、毎年9月に見直しされます。

※併せて、第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて、第一種奨学金の月額が調整されます。

※大学編入及び専攻科進学をする場合は、手続きをすることにより、編入学・入学先でも引き続き支援を受けることができます。また、支援区分に応じて入学料が免除されます。

※第Ⅱ区分、第Ⅲ区分であった場合でも、多子世帯に属している場合は、授業料等は全額免除されます。（給付奨学金は支援区分に応じた金額が支給されます。）

支援要件及び選考基準

申込み資格（入学時期等に関する）及び選考基準（学力成績等に係る基準，収入基準・資産基準）を満たす人が対象です。

詳細は，日本学生支援機構ホームページ又は「給付奨学金案内」（日本学生支援機構ホームページ上に掲載されている PDF 冊子）で確認してください。

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>



給付奨学金案内等（高専本科 3 年生向け）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/kousen.html>



給付奨学金案内等（高専本科 4 年生～専攻科生向け）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html



募集案内について

募集時期

4 月・9 月（多少前後する場合があります。）

※生計維持者の失職等により，家計が急変した場合は，速やかに学生係へご相談ください。

案内方法

さくら連絡網，本校ホームページ，クラスへの案内掲示

※「日本学生支援機構 給付奨学金」と，「授業料減免」について，それぞれ案内します。認定要件は同一ですが，必ず両方での手続きが必要です。

注 意 点

1～3 年生の就学支援金とは異なります。各家庭に手続きのための要項等は配付しません。

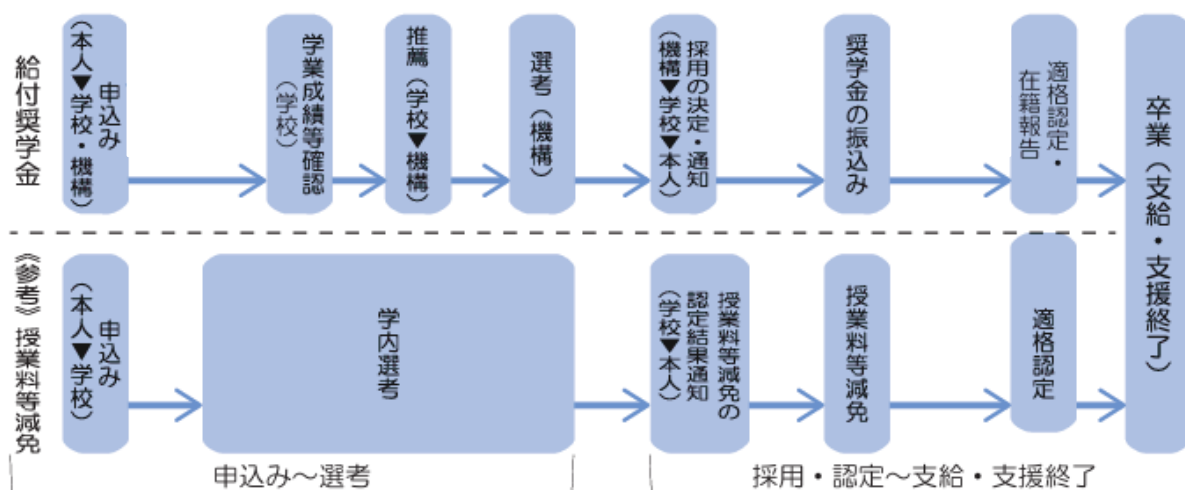
さくら連絡網等の募集開始案内を確認し，各自で学生係窓口にて要項等を受け取り，手続きを進めてください。

さくら連絡網等や申込資格の確認不足によって生じる不利益に関しては，自己責任となりますので，注意してください。

申請期間を過ぎた場合は受理されないことを理解したうえで，申請期間内に手続きを完了させて下さい。

申請手続きの流れについて

●申込みから支給・支援終了までの流れ



「2026 年度在学者用 給付奨学金案内」より抜粋

修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金・授業料減免）新規申請

1. 申込資格の確認

日本学生支援機構 給付奨学金の申込資格があるかホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/index.html>



また、進学資金シミュレーターで収入の基準に該当するかどうかおおよその確認ができます。
 ※おおよその目安ですので、多少基準から外れている場合は申請することをお勧めします。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>



2. 給付奨学金の申請（4月上旬～／9月上旬～）

学生係窓口で申請書類一式を受領し、期限内に申請を行ってください。
 ※インターネット（スカラネット）入力、インターネットによるマイナンバー登録、書類提出がすべて完了して初めて申請が完了します。

3. 授業料減免の申請（4月上旬～／9月上旬～）

給付奨学金と授業料減免両方の手続きが必要です

学生係窓口で申請書類一式を受領し、期限内に申請を行ってください。
 提出書類：大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1）
 ※書類提出者からは、結果が決定するまで授業料の引き落としは行いません。

4. 給付奨学金の採否決定（6月下旬～／11月下旬～）

5. 給付奨学金・授業料減免の結果通知（6月下旬～／11月下旬～）

給付奨学金の採用区分に応じて、授業料減免を実施します。

納付する授業料がある場合は、通知書で引落予定日を案内します。

6. 適格認定（給付奨学金・授業料減免 共通）（9月上旬～）

家計

毎年、奨学生及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分が決定されます。9月上旬以降にスカラネット・パーソナルで確認してください。

スカラネット・パーソナル

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/index.html



学業

半期ごとに、学業成績などの基準に関する判定が行われます。

成績がクラス下位4分の1の範囲に属した状態（警告）が連続すると、停止又は廃止となりますので、学業に励んでください。

修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金・授業料減免）**継続**

1. 支援区分の確認（9月上旬～）

毎年、奨学生及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しが行われます。

9月上旬以降にスカラネット・パーソナルで確認できるようになりますので、必ず確認してください。

スカラネット・パーソナル

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/index.html



2. 在籍報告（4月）

給付奨学金採用者は、在籍状況や生計維持者について、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて定期的に届け出る必要があります。提出期間は学生係から案内しますので、期間内に報告してください。

※休学中等により、給付奨学金の支給が止まっている場合、支援区分が、「支援対象外」となっている場合も手続きが必要です。

※未提出の場合、給付奨学金の支給が止まります。

3. 授業料減免の結果通知（5月下旬～／10月下旬～）

奨学金の採用区分に応じて、授業料減免を実施します。

納付する授業料がある場合は、通知書で引落予定日を案内します。

4. 適格認定（給付奨学金・授業料減免 共通）（9月上旬～）

家計

毎年、奨学生及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分が決定されます。

9月上旬以降にスカラネット・パーソナルで確認してください。

スカラネット・パーソナル

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/index.html



学業

半期ごとに、学業成績などの基準に関する判定が行われます。

成績がクラス下位4分の1の範囲に属した状態（警告）が連続すると、停止又は廃止となりますので、学業に励んでください。

採用後について

・提出期限を守る

給付奨学金及び授業料減免手続きのため、期限を定めてインターネット入力や書類の提出を案内することがあります。郵送やさくら連絡網で連絡しますので、必ず確認し、期限内に提出してください。

・変更事項が生じたら、速やかに報告する

住所、氏名、生計維持者（父母等）に変更が生じた場合、学生係へ申し出てください。

さくら連絡網に登録しているメールアドレスを変更した場合、学術情報係へ申し出てください。

・学業に励む

修学支援新制度は、優れた人であって、経済的理由によりきわめて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することがないように、進学を後押しする制度です。

学業不振等の場合には、停止又は廃止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。半期ごとに適格認定を実施しますので、学業に励んでください。

(1) 廃止

- ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合
- ・出席率が6割以下など学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当する場合（停止の区分に該当する場合を除く）
- ・懲戒処分による退学，除籍，無期停学または3か月以上の停学

減免した授業料・支給済みの奨学金の
返還を求めます。

(2) 停止

- ・2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の警告が「GPA等が下位4分の1」のみ
の場合。（ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く）
- ・3か月未満の停学処分，訓告処分

(3) 警告

- ・修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合
- ・GPA等が学部等における下位4分の1の場合
- ・出席率が8割以下など，学修意欲が低いと学校が判断した場合

・他の団体や自治体等の奨学金との重複について

奨学金制度によっては、日本学生支援機構の奨学金との併用を認めていない場合があります。その場合は、どちらの奨学金を受けるか自身で判断して手続きを行ってください。

必要に応じ、日本学生支援機構 給付奨学金の支給を止めることができますので、止める場合は学生係へ申し出てください。なお、その場合も、授業料減免を受けることは可能です。

・学生異動（休学・退学）について

必ず学生係にも申し出て、給付奨学金の「異動願」を提出してください。「異動願」が遅れた場合、奨学金の返金手続きが必要になります。なお、休学中は、授業料減免の支援を停止します。

問い合わせ先

〒737-8506

広島県呉市阿賀南 2-2-11 呉工業高等専門学校 学生課学生係

TEL : 0823-73-8217

E-mail : gakusei@kure-nct.ac.jp